

新型コロナウイルス感染症に係る市立小・中学校の対応について

1 児童・生徒の場合（出席停止に関すること）

本人の感染が疑われる場合	(1)本人に症状があり検査を受ける	①出席停止とする (検査結果が出るまで) ②陰性の場合→通常登校 陽性の場合→(2)の対応
	(2)本人が陽性と診断された	出席停止とする (発症日翌日から5日間を経過し、 かつ症状軽快後1日を経過するまで)

※自費検査で陽性が確認された場合や、先に陽性となった家族からの感染が明らかな場合でも、
医師による陽性の診断がない場合は欠席扱いとする。

- ・ 令和5年5月8日より運用開始とする。